

東京都障害者・障害児施策推進計画の策定 に向けて（論点整理）のポイント

第1 障害(児)福祉計画における基本的事項

主なポイント
○ 新規法令等を反映
○ 関連計画との調整

第2 目標達成のための施策と取組

【Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進(施策目標Ⅰ)】

主なポイント
○ 「虐待防止等への対応」の項を新設
○ 精神科病院における虐待防止策に関する取組内容記載
○ 「障害者への情報保障の充実」の項を新設
○ 手話言語条例に関する取組内容記載
○ 読書バリアフリー計画としての位置付け及び関連する取組内容記載

【Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり(施策目標Ⅱ)】

主なポイント
○ 重度障害者への対応に関する記載充実
○ 「保健・医療・福祉等の連携による支援体制」の記載充実（主に精神障害）
○ 災害時等（災害・感染症等）に関する取組内容の記載充実

【Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実(施策目標Ⅲ)】

主なポイント
○ 医療的ケア児について、令和3年の医ケア児支援法の制定・施行や令和4年の医ケア児センターの設置に関する記載追記
○ 「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としての位置付け及び関連する取組内容記載
○ 障害児の移行調整に関する記載追記

【Ⅳ いきいきと働ける社会の実現(施策目標Ⅳ)】

主なポイント
○ 「就労選択支援」に関する内容追記
○ 工賃向上に関する取組等について記載内容を充実

【Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保(施策目標Ⅴ)】

主なポイント
○ 事業者への支援として、職場環境の改善や業務の効率化のための記載内容充実
○ 「障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成」の項を新設